

藤本彰三著

## 『マレー米作農民の所得共有』

A. Fujimoto, *Income-Sharing among Malay Peasant: A Study of Land Tenure and Rice Production*, シンガポール, Singapore University Press, 1983年, xiii+290ページ

## I

本書は藤本彰三氏（現在、東京農業大学総合研究所専任講師）の博士論文“Land Tenure, Rice Production and Income Sharing among Malay Peasants”（Flinders University of South Australia, 1980年3月）の要旨を抜粋したものである。

著者によれば1960年代後半以後の東南アジアの稲作近代化の村落社会への影響をどう評価するかは二つの見方に大きく分類できるという。一つは技術革新と貨幣経済の浸透が伝統的な相互扶助を徐々に弱め消滅させてゆくという見方であり、もう一つは村落社会の伝統的血縁共同体的な相互扶助の関係は形態を変えても存続するという見方である。

本書は表題が示すごとく後者の立場に属する。その主要な論点は血縁関係に基礎を置く地主・小作関係が広汎に存在するマレー米作農村社会では、まだ依然として非市場原理による土地貸借や雇用労働が見られ、相互扶助的な所得共有 (income-sharing) 機能が強く作動しているというところにある。著者は本来、新古典派経済学の立場に立つが、自から行なったマレー米作村の実態調査のデータを用いて新古典派の分析枠組だけでは地主・小作関係や雇用労働の実態は十分に把握できず、社会学や文化人類学等を含めたもっと広い学際的な接近が必要かつ有益であると主張するのである。

## II

以下、順を追ってその内容を説明する。本書の構成はつぎの4部に分かれている。第1部「問題の所在と限定」、第2部「正統派の分析」、第3部「所得共有論による方法」、第4部「結論と政策的課題」、となっている。第1部は三つの章にわかれている。第1章「序論」、第2章「土地制度の展開と米生産」、第3章「土地制度の

経済学と米生産：正統派の分析方法の吟味」である。第1章は研究課題の対象と範囲、方法論、調査地の概要のほか調査結果の要旨が簡単に触れられている。第2章ではマレーシアの土地制度と米作政策の歴史が概観されている。特に1874年イギリス領植民地になって以来の米作政策の展開が中心となっている。しかし、この部門の資料はまだ十分発掘されていないため説明も概括的であり、後半の実態分析と有効な形で連結されていない憾みが残るのは仕方ない。

第3章はこれまで発表された研究論文を渉猟しながら新古典派理論の通説にもとづく地主・小作関係の分析の骨子を3点にまとめ説明している。(1)小作形態（定額小作、刈分け小作等）はどのような基準で決定されるのか、(2)自作、自小作、小作等の土地保有のちがいが米作経営にどう影響を及ぼすか、(3)小作料の水準はどう決定されるかの3点である。第1の点についてはこれまでの研究によればマレー半島西海岸側のケダー州やプロヴィンス・ウェルズリー州では定額小作、東海岸側のクランタン州では刈分け小作、といった小作形態上の差異が生ずるのは東海岸側の生産性が低く不安定であるためであるとされてきた。したがって、東海岸側の米作地域でも灌漑施設の整備、肥培管理、優良品種の導入によって生産性が高まり安定すれば刈分けから定額へと漸次変化するはずであるという研究者が多かった。しかし、著者によればクランタン州ではこうした灌漑施設が改良され肥料、農薬、高収量品種が導入された現在でも依然として刈分け小作の慣行が踏襲されており、新古典派の理論は妥当していないと主張する。第2の点については自作、小作、自小作等の土地保有形態のちがいが経営効率にどう影響をあたえるかについて論ずるには、まだ十分なデータが提示されていないとしている。また第3の小作料の水準に関して言えば、新古典派の理論は土地の限界生産力が小作料水準を決定すると主張するが、これまでの研究によれば実際の小作料水準決定のプロセスはもっと複雑で経済学のほかに他の分野の学問の協力が望まれると結論する。

このように著者は結局、既存のデータでは上記3点について明瞭な結論は下せないとし、自ら実態調査と正確なデータの収集を行ない、第2部でそれを新古典派経済学の枠組に沿って提示、分析するのである。

第2部は5章から成立している。第4章「調査村の概要」、第5章「米作地の土地保有制度」、第6章「地主・小作関係、小作料関数および刈分け小作」、第7章「生産

費と米作経営の収益性」、第8章「米作経営と生産関数分析」がその内容である。

第4章では調査地の概要が述べられている。定額小作が支配的なプロヴィンス・ウェルズリー州で2カ村(113戸)、刈分け小作地域であるクランタン州で2カ村(127戸)が選定され人口、職業構成、農家の資産状況等の基礎データが整理されている。第5章では上記4カ村での土地所有状況、地主・小作関係、農地取得方法等の実態が詳しく記述されている。たとえば、西東両調査村では米作農家1戸当たりの経営面積がそれぞれ2.42エーカー、1.66エーカーときわめて零細であり、しかもその零細な土地の60~70%が相続によって得られたものであること、また土地保有形態をみると西海岸の村では小作している農家が44%と高いのに、東海岸では34.6%と相対的に低くなっていること、小作形態は西海岸では定額現金小作が60%と圧倒的に多いのに対し、東海岸では刈分け小作(収穫の2分の1を小作料として支払う *bagi-dua* 形態)が73.5%となっていて、小作形態の違いがあること等が明らかにされている。このほか小作料なしがそれぞれ10%ずつ見られるが、いずれも血縁の地主からの借地であるのも大きな特徴であるとされている。

第6章では地主・小作関係の性格、定額小作料水準の決定メカニズムおよび刈分け小作の実態がさらに細かく分析されている。たとえば、地主・小作関係のうち血縁関係を通じて結ばれている例は西海岸では72%、東海岸では67.9%の高さに達している。どうか。この質問に対して地主は「貧しい親類縁者を助ける義務」(西海岸46.7%、東海岸28.3%)、「高齢化による隠退」(10.7%、34%)、「経営する時間的余裕がない」(1.3%、22.6%)等の理由をあげている。調査地により理由に若干の差異が見られるが全体として血縁的相互扶助の慣行が強いことを窺わせるデータが提示され説得的である。小作料の水準は定額小作の場合、総生産の3分の1から4分の1であるが、刈分け小作は2分の1の小作料のケースが圧倒的に多い。ただしこの場合、地主側が肥料や収穫作業を負担するのが普通である。総じて小作契約は調査地双方において伸縮性があり当事者双方の置かれた状況によって変化する。血縁関係のある場合特にそうである。またこうした傾向は非血縁のケースにもある程度浸透し、影響をあたえているのである。

つぎの第7章では米作農家の生産費構造と収益性を土地保有タイプ別、専業・兼業農家別に分析している。興味深いことは調査地双方において自作農がもっとも収益

性が低く、小作農がもっとも高い収益性を示していることである。こうした現象が起きるのは各タイプの農家の粗収入(単位面積当り)に大きな違いはないが、生産費に大きな差異が生ずるためである。すなわち、自作農の土地を含む農家資産の購入に支出した資本の利子部分に比較して支払い小作料の水準がきわめて低いため、逆に小作農の収益性が高くなるのである。換言すれば、小作料は小作人にとってそれほど大きな負担になっていないことを実態調査のデータから強調するのである。これは評者のこれまでの調査データとも一致する。また、小作人は地主によって破壊的に搾取されているという通念に対抗するデータを提示して興味深いといえる。

第8章では各土地保有タイプの農家の米作経営を生産関数を利用して分析している。分析結果は前章の結論を補強する役割を果たしている。つまり、地主にとっては小作料が土地の限界生産力より低い水準で決定されるため土地所有から大きな収益が得られないこと、逆にいえば小作人にとっては付加的に小作地を増加したい要因が常に存在していることが述べられている。

第3部はこの本のもっとも重要な部分を構成する。ここでは第2部で示された新古典派経済学による地主・小作関係の分析結果を利用して、相互扶助慣行を分析の枠組に取り入れ総合的に要因をまとめている。まず第9章「マレー米作農民における所得共有—理論的枠組」ではマレー米作農民の間にみられる所得共有慣行をどう解釈したらよいかその理論的枠組を粗描する。新古典派理論によれば地主も小作人も彼らの経済行為は資本主義的な市場原理に従い、合理的な経済計算によって土地の貸借、雇用労働が実現すると前提されている。しかし、実際のマレー米作農民はそうした市場原理では動かされない部分が多く存在する。たとえば、前述のように血縁による地主・小作関係の場合、小作条件は相互の生活条件に合わせて弾力的、相互扶助的にきめられる。それは単純な経済計算でなく血縁、親戚、ときには友人関係が広く深く考慮されて決定されるのである。生存維持の生活水準を相互に保障、確保するため所得再分配の原理が作動するからである。

こうした相互扶助の概念はマニング・ナッシュ(Manning Nash)、スコット(J. Scott)やファース(R. Firth)、スウィフト(Swift)さらにギアツ(C. Geertz)等の学者によってさまざまに主張されている。しかし、著者は所得共有の概念はスコットの言うパトロン-クライアントの概念とは根本的に異なることを強調する。パトロン-クラ

クライアントの概念は本質的に地主と小作人の経済格差が圧倒的に大きい場合に成立する支配・服従の縦軸の関係概念であって、貧富の格差のあまりないマレー米作村社会では地主・小作関係はこうしたパトロン-クライアントの関係は成立しにくいと主張する。この点評者は基本において著者の意見に同意する。こうした意見はまたサイド・フセイン・アリ (Syed Husin Ali) やモハマド・R・モクザニ (Mohd. R. Mokhzani) 等のマレーシアの学者の考え方も合致する。しかし、上記の2名の学者はマレー米作農民間の互恵的 (reciprocal) 相互扶助の精神をイスラム的な平等博愛的村落生活 (egalitarian character of village life) と結びつけて考えているのであるが、この点著者がイスラム的精神との関連または伝統的な村落共同体的特質との関連で説明しようとしているのかは必ずしも明らかではない。評者は後者との関連で所得共有慣行を評価すべきと考える。というのは所得共有は血縁が中心となって成立する慣行であり、それはイスラム教の宗教共同体的規制が入り込む時代より前の古い伝統的な自然村の段階ですでに発生した慣行と考えるからである。

さらにこの章では所得共有の四つの基本的タイプ、つまり、(1)土地所有の移転に伴って起こる所得共有 (土地相続、譲与、売買)、(2)実現所得の移転の形で起こるもの (ザカット, zakat)、(3)所得機会の移転によって起こるもの (地主・小作契約、賃労働の機会)、(4)小作料および賃金の水準の決定に伴う所得共有、をあげモデル的に説明を加えている。また所得共有が将来社会経済条件の変化、たとえば人口増加、技術革新、機械化の進展、非農業部門の近代化と雇用機会の増大、信用制度の普及等いかに対応、変化するかを理論的に論じている。

第10章では前章であげた四つの所得共有の様式のうち土地所有権の移動と実現所得の移転に関する実態調査の分析結果にあてられている。土地所有権の移転に伴う所得共有も主として血縁間にみられる。たとえば地主が老齢で経済的に困難に陥っているとき、余裕のある息子や孫が市場価格より高く土地を買って所得移転を行なうケース、また逆に富裕な地主が貧しい血縁者に土地を廉価で売ってやるケースである。実現所得の移転 (ザカット) はもともとイスラム教徒の宗教的喜捨であったが、現在は各州のサルタンのもとで組織されているイスラム宗教委員会 (Majlis Ugama Islam) によって徴収されている。米作農民の自作農と小作農のみが徴収され、地主はその対象とされない。徴収額は州によって異なり総生産

量の5~10%であるが、徴収後イスラム教育や貧者等八つの項目に再分配されることになっている。しかし、ザカットはイスラム的な博愛平等の原理にもとづき村落社会全体として地縁的に行なわれる点に大きな特徴がある。伝統的な血縁を基軸として行なわれる所得共有慣行とは全く異なると思われるが、著者にはその点の言及は少々あいまいである。

第11章は米作経営を通じて行なわれる所得共有の二つの方式、つまり雇用労働と地主・小作関係による所得共有をとりあげ実証的に説明している。一般に労働力利用形態としては家族労働、労働力交換 (ゴトン・ロヨン-gotong royong, トロン-ムノロン- tolong-menolong 等) と雇用労働の3種類があるが、その利用比率は東海岸と西海岸の調査地ではかなりの相違がみられる。東海岸の米作経営は労働集約的であるが家族労働に依存する比率が高く雇用労働を利用する比率は相対的に低い、西海岸では三つの形態がほぼ同率で見られるという。しかし、詳細にみると調査地双方において利用可能な家族労働を十分に燃焼せずに雇用労働を用いる傾向がみられる。本章ではこの現象も所得共有との関係で説明されるとしている。通説では雇用労働への高い依存傾向は農民の余暇への選好あるいは低労賃水準が原因とされてきたが、著者は血縁、地縁の貧農への雇用機会の提供による所得共有機能であると主張するのである。また地主が家族労働を利用すれば米作経営可能であるにもかかわらず小作に出すケースも同様の所得共有慣行ということになる。しかし、ここでもっとも重要なことは地主から低小作料水準によって一種の所得移転を受けた小作人が、一方ではより貧しい農民を雇用し賃労働の機会をさらに提供する慣行が西海岸の定額小作において観察されたことである。本書ではこうした小作人を小作経営者 (tenant-manager) と規定し、所得共有における小作人の特殊な役割りを強調している。しかし、“tenant-manager” という造語についてはなぜ“manager”なる語を付加しなければならないのか疑問が残る。単に“tenant”でよかつたのではないか。

いずれにしろ、著者はこうした小作経営者は生産性が比較的高い西海岸の調査地でのみ観察されたという。バギ・ドゥア (bagi-dua) 刈分け小作が支配的な農業労働者が比較的小ないクランタン州では所得共有は地主と小作人の間で生じ、小作経営者の機能は作用しないというのである。つまり生産性が低く不安定なため小作人と農業労働者の間では所得共有を実行する余裕がないのであ

る。ためにクランタン州の土地なし農民や貧農はできるだけ米作部門の外に賃労働の機会を求め遠く出稼ぎに出ざるを得ないということになる。この推論は現在クランタン州から毎年5万～7万人に達するシンガポールへの出稼ぎ現象を説明するのは有効のようにみえる。他州からもシンガポールへの出稼ぎは見られるがその規模はクランタン州と比較してはるかに限定的である。

最後の第4部は第12章「結論」、第13章「マレーシアの米作生産における土地改革問題」の2章から成り立っている。第12章ではこれまでの調査結果がくり返し整理され、新古典派では説明できない経済行為も所得共有のアプローチで理解できると結論づけるのである。その他、この章で述べられている重要な主張を二つあげておく。一つは所得共有アプローチは他の東南アジア諸国の米作地域に対してもある程度適用が可能かもしれないとしていること、もう一つは所得共有は生存維持水準の村落社会では合理的な経済・社会制度であり、将来なんらかの大きな経済・社会的変動が起らない限り継続機能していくと予測していることである。この部分の主張は著者が所得共有アプローチの適応範囲を時間的にも空間的にもかなり広く考えていることを示して興味深い。なお、第13章と付録の三つの小論については本書の構成上、特に関係ないのでここでは論評を差控える。

### III

最後に評者の意見、評価を若干つけ加えておく。ただし、評者の専門分野との関係から新古典派理論の解釈、適用の整合性についての論評は避け、所得共有概念の妥当性、問題点に限定する。

(1) 私見によれば、本書のもっとも評価できる点はマレー米作農民の間でみられる血縁を中心とした相互扶助の諸経済行為を所得共有という概念で統一的に整理、解釈を試みたことである。まだ全体の構成として荒削りなところ、細部において論証の不十分なところが見られるが、これまでの研究者の成果を踏まえて一つの体系的なアプローチにまで発展させたことは評価できる。

(2) 所得共有の概念はギアツの主張する「貧困の共有」(shared-poverty) 概念に対する読み替え作業の性格を有すると思われるが、なぜ「貧困の共有」でなく所得共有なのか、どこが同じでどこが異なるのか、もっと積極的な説明があつてよかつたのではないか。所得共有がより説得性を持つためにはスコットのパトロン-クライアント概念だけでなくギアツの貧困の共有概念とも、どういう位置関係にあるかを明らかにする作業が今後必要とされると考えられる。

(3) つぎは所得共有概念の有効性の範囲の問題である。評者は現在のマレー米作農村への適用はかなり有効性があると考えている。しかし、その有効性は米作農村の経済活動のうち地主・小作関係や雇用労働に対してのみであろうか。評者の経験によれば所得共有の概念、枠組はマレー米作農村の経済・社会構造のうちもっとも伝統的な部分を分析する場合に有効性を発揮し得ると考える。たとえば村内の富者やイスラム知識人、人望家に貧農が生活資金を借りにゆき、そのまま返済しないことがごく日常的に起こる。貸す方も初めから返済されることを期待しない。また富裕な親類や知人宅に長期にわたって居候する例もしばしば見られる。もちろん、居候は労働力を提供し家事や農作業の手助けをする。その代わりに文字どおり日々の衣食住が保証され生存が維持されるのである。本書に記述されている四つの所得共有様式のほかにこうした日常生活での生活共同体的行為をも所得共有の範囲に包含されると考える。

その意味では所得共有的関係概念はマレー村落社会の伝統的な生活場面における生産物や労働機会の再分配行為を分析するのに有効であると考えられるのである。本書の所得共有は現在のすでに近代化の途を歩んでいるマレー米作村落社会の分析から考え出された概念であるが、マレー農村経済・社会史のなかで歴史的位置付けを行ない、所得共有の有効性の範囲と射程距離を確認することが残された重要な課題ではなからうか。

特に新古典派の立場で途上国農業の研究に従事している人たちに一読をお勧めしたい。

堀井健三 (アジア経済研究所調査研究部研究主任)